

近年、巨大地震や気候変動に伴う集中豪雨等の大規模な自然災害が頻発化・激甚化しており、本県においても、本年9月の台風第14号に伴う記録的な豪雨では、県内各地で土砂災害や浸水被害等が発生し、被害額にして約710億円、3名もの尊い人命が奪われ、道路、鉄道、電力、水道、通信等のライフラインのほか、地域経済を支える商工業や観光業、農林水産業等の広範な分野で甚大な被害を被ったところである。

国においては、被災直後から、TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）の派遣や被災市町村に対する普通交付税の一部の繰上げ交付、さらには激甚災害の指定など、災害からの復旧・復興へ向けて早期に尽力いただいたところである。

現在、国においては、地震・津波対策をはじめ「流域治水」の考え方に基づき、流域全体で水災害を軽減させる取組や土砂災害対策、社会インフラの老朽化対策などの取組を「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」として進めており、今般の台風第14号災害においても、その取組効果を実感できたところである。

しかしながら、その取組は未だ道半ばであり、切迫する南海トラフ地震や霧島連山の噴火、頻発化・激甚化する豪雨災害等による大規模な自然災害から県民の生命と財産を守るためには、防災・減災対策をはじめ、社会インフラの整備や老朽化対策など、国土強靱化の取組を中長期的に強力に進めていくことが重要である。

よって国におかれては、下記の事項について措置されるよう強く要望する。

記

- 1 5か年加速化対策に必要な予算・財源を確保するとともに、5か年加速化対策後も、予算・財源を通常予算とは別枠で確保して、5～10年程度の新たな事業実施計画を策定すること。また、安定的かつ長期的に財源が確保されるよう、新たな中長期事業計画として法制化を図ること。
- 2 地方自治体が実施する社会基盤整備の遅れを取り戻すための対策に必要な予算総額を確保するとともに、本県へ重点配分すること。
- 3 緊急防災・減災事業債や緊急自然災害防止対策事業債の恒久化など、防災・減災に係る地方財政措置の充実を図ること。
- 4 「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」において、道路等と同様に重要なライフラインである水道事業を追加すること。
- 5 頻発する大規模自然災害時の脅威・危機に即応するため、地方整備局及び河川国道事務所・出張所の人員体制や資機材の充実・強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年12月7日

宮 崎 県 議 会

衆参内閣	議院	院	議院	長	細	田	博	之	殿
参内閣	議院	院	議院	長	尾	辻	秀	久	殿
総務	総務	理	大	臣	岸	田	文	雄	殿
財務	務	大	大	臣	松	本	剛	明	殿
厚生	生	働	大	臣	鈴	木	俊	一	殿
農林	林	産	大	臣	加	藤	勝	信	殿
国土	水	通	大	臣	野	村	哲	郎	殿
内閣	交	房	大	臣	齊	藤	鉄	夫	殿
国土強靱化担当大臣	官	長	大	臣	松	野	博	一	殿
内閣府特命担当大臣(防災)	担	当	大	臣	谷	公	一	殿	殿